

## 酒税とお酒の免許に関するご質問やご相談等について

表1の税務署での酒税とお酒の免許に関するご質問やご相談等については、表2の税務署の酒類指導官部門の職員がお受けしておりますので、担当する税務署の酒類指導官部門をご確認の上、お問い合わせください。

なお、表1又は表2の税務署への来署によるご質問やご相談等を希望される場合には、事前の予約が必要となりますので、表2の酒類指導官部門にお問い合わせください。

※ 酒類指導官部門へのご連絡の際には、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って「2」番（税務署）を選択してください。

※ 酒税の納税申告書や酒類の製造・販売業免許に関する申請書などの提出書類は、酒類製造場又は酒類販売場を管轄する税務署にご提出ください。

なお、一部の税務署については、郵送で申請書などを提出する場合の提出先は、業務センターとなります。対象となる税務署及び提出先の業務センターは、国税庁ホームページでご確認ください。

【国税庁ホームページ】

《ホーム/国税庁等について/組織（国税局・税務署等）/東京国税局/国税局の紹介/税務署の内部事務のセンター化について（東京国税局業務センターのご案内）》

※ 国税庁ホームページには、「お酒に関する情報」として、お酒についてのQ & A（お酒に関する一般的なご質問等）や酒類の免許（免許申請の手引等）などの情報を掲載していますので、ご利用ください。

《 表 1 》

《 表 2 》

酒類指導官部門の職員が 相談等を受ける税務署			表1の税務署の相談等を担当 する税務署（酒類指導官設置署）
千葉県	千葉南、千葉西、館山、木更津、茂原	⇔	千葉東税務署 酒類指導官部門 ☎ 043-225-6811（代表）
	市川、船橋、柏	⇔	松戸税務署 酒類指導官部門 ☎ 047-363-1171（代表）
	銚子、佐原、東金	⇔	成田税務署 酒類指導官部門 ☎ 0476-28-5151（代表）
東京都	麹町、日本橋、京橋、四谷、新宿、小石川、本郷、中野、杉並、荻窪	⇔	神田税務署 酒類指導官部門 ☎ 03-4574-5596（代表）
	芝、麻布、荏原、目黒、大森、雪谷、蒲田、世田谷、北沢、玉川、渋谷	⇔	品川税務署 酒類指導官部門 ☎ 03-3443-4171（代表）
	東京上野、本所、向島、江東西、江東東、足立、西新井、葛飾、江戸川北、江戸川南	⇔	浅草税務署 酒類指導官部門 ☎ 03-3862-7111（代表）
	王子、荒川、板橋、練馬東、練馬西	⇔	豊島税務署 酒類指導官部門 ☎ 03-3984-2171（代表）
	八王子、武蔵野、青梅、武蔵府中、町田、日野、東村山	⇔	立川税務署 酒類指導官部門 ☎ 042-523-1181（代表）
神奈川県	保土ヶ谷、横浜南、戸塚、横須賀、鎌倉	⇔	横浜中税務署 酒類指導官部門 ☎ 045-651-1321（代表）
	鶴見、神奈川、緑、川崎南、川崎西	⇔	川崎北税務署 酒類指導官部門 ☎ 044-852-3221（代表）
	平塚、藤沢、小田原、相模原、大和	⇔	厚木税務署 酒類指導官部門 ☎ 046-221-3261（代表）
山梨県	山梨、大月、鵜沢	⇔	甲府税務署 酒類指導官部門 ☎ 055-254-6105（代表）